第九条中「古い連結事業年度又は事業年度」の下に「（当該合併等事業年度等が当該法人の設立の日の属する連結事業年度又は事業年度である場合には、当該合併等事業年度等）」を加え、「開始の日（当該適格合併」を「開始の日（当該適格合併等」に改め、「（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）」を削り、「の当該適格合併の」を「の当該適格合併等の」に、「期間）は、」を「期間）を」に、「みなして」を「みなし、適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等が設立日（当該法人の設立の日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結事業年度又は事業年度である場合において、被合併法人等九年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の連結事業年度とみなして」に改める。

第二十一条の七中「第十四条の規定」を「の規定」に、「第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービス」を「の規定に基づく介護扶助のための介護（法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。）に係るもの」に改める。

第二十二条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「行なう」を「行う」に、「前号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条の賦課金

第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十四第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十第五項」及び「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第三十六条の十第二項第五号中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める。

第三十七条の五の二第二項中「関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第六条第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この項及び次項並びに第五十二条の十の七において「関空等統合法」という。）第九条第一項第一号、第二号又は第四号」に改め、同項第二号中「関西国際空港株式会社法」を「関空等統合法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）」に改め、「告示された区域」の下に「及び大阪国際空港の区域」を加え、同項第三号中「関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号」を「関空等統合法第九条第一項第二号」に、「航空保安施設」を「両空港航空保安施設」に改め、同項に次の一号を加える。

四　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項の規定により買い入れる土地

第三十七条の五の二第三項中「関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号」を「関空等統合法第十二条第一項第一号」に、「指定造成事業者」を「指定会社」に、「前項各号」を「前項第二号」に改める。

第四十八条の九の十四を第四十八条の九の十五とし、第四十八条の九の十一から第四十八条の九の十三までを一条ずつ繰り下げる。

第四十八条の九の十中「第四十八条の九の八第三項」を「第四十八条の九の九第三項」に改め、同条を第四十八条の九の十一とする。

第四十八条の九の九を第四十八条の九の十とし、第四十八条の九の八を第四十八条の九の九とし、第四十八条の九の七の次に次の一条を加える。

（給与支払報告書等の提出の特例）

第四十八条の九の八　法第三百十七条の六第七項の承認を受けようとする同項に規定する報告書を提出すべき者は、その者の氏名又は名称及び住所、その提出しようとする同項に規定する光ディスク等の種類その他の総務省令で定める事項を記載した申請書を同項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の市町村の長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第四十八条の九の七中「第四十八条の九の八から第四十八条の九の十まで」を「第四十八条の九の九から第四十八条の九の十一まで」に、「、第四十八条の九の八」を「、第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の十」に、「、第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の八第三項」を「第四十八条の九の九第三項」に改める。

第四十八条の九の十五第二項第七号中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める。

第五十二条の十の七中「関西国際空港株式会社が」を「新関西国際空港株式会社が」に、「関西国際空港株式会社法第七条第一項第二号」を「関空等統合法第十二条第一項第二号」に改め、同条第二号中「固定資産（」の下に「関空等統合法附則第十九条の規定による廃止前の」を、「告示された区域」の下に「及び大阪国際空港の区域」を加え、同条第三号中「航空保安施設」を「両空港航空保安施設」に改め、同条に次の一号を加える。

四　関空等統合法第九条第一項第四号イに掲げる事業により造成及び管理する緩衝地帯の用に供する土地であつて、他の者に貸し付ける土地以外のもの

第五十四条の十七第一項第二号及び第二項第二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第五十四条の十九第二項中「育林の用に供する土地のうち」の下に「森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の」を、「市町村森林整備計画において」の下に「平成二十四年三月三十一日において」を加え、「定められている」を「定められていた」に改める。

第五十四条の三十一中「地域準則」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」に改める。

第五十六条の二十六の五中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める。

第五十八条中「第八条第七項、第八条の二」を「第八条」に改め、「第八条の四まで」の下に「、第九条第十五項」を、「第十一条の六」の下に「、第十二条の二」を、「第十二条の二の三第一項」の下に「、第十二条の二の四」を加え、「から第三十条まで、第三十一条」を削り、「から第四十一条まで」を「から第五十七条まで」に改める。

附則第五条の四中「第四十二条の七第七項又は」を「第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項又は」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項の項中「第四十二条の七第七項」の下に「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える。